

意見募集案件	北広島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正(案)について
担当課	保健福祉部福祉課 電話 011-373-2487

意見募集期間	平成 31 年 4 月 15 日 (月) から平成 31 年 5 月 15 日 (水) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇保健福祉部福祉課及び各出張所 ◇北広島団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 4 月 15 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	<p>・書面(様式自由)による提出</p> <p>・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか</p> <p>※近年、高度化・深刻化しているサイバー攻撃への対応力を高めるため、市役所への電子メールの取り扱いが変更となり、電子メールに添付してファイルをお送りいただくことができなくなりました。電子メールで提出される場合は、メール本文に直接記載いただくか、下記提出先までお問い合わせください。</p> <p>・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</p> <p>保健福祉部福祉課 郵便番号 061-1192 中央 4 丁目 2 番地 1 電話 011-372-3311(内線 2134) ファクシミリ 011-398-4312 電子メールアドレス: fukushi@city.kitahiroshima.lg.jp</p>
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 31 年 5 月頃公表予定 ※意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>近年の社会情勢を踏まえ、平成 31 年 4 月の災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)の改正により、当該条例の基準となる災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号)が改正となるため、災害援護資金の貸付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実を図る観点から、当該条例の一部改正に関する意見を求めます。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1)貸付利率の軽減</p> <p>被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化のため、貸付利率について、現在の 3 パーセントから、保証人が要る場合は 0%、保証人がいない場合は 1%に引き下げる。</p> <p>(2)償還方法の拡充</p> <p>借受人の償還を容易とし、債権の確実な回収を行うため、現在の年賦償還又は半年賦償還に加え、月賦償還の方法を追加する。</p> <p>(3)保証人の要件緩和</p> <p>保証人を立てることが困難な被災者の実情を考慮した貸付けが行えるよう、資金の貸付けについて保証人の要件を緩和する。</p>

対象となる政策等の原案	別添「北広島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正(案)」のとおり
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 平成31年6月 市議会第2回定例会に提案予定 平成31年6月1日 施行予定